

令和8年度中山間地域課題解決サポートセンター設置・運營業務委託
審査基準表

審査項目		審査内容	配点
項目1	業務実施体制	本業務の実施に資する専門性や実績は良好であるか。	15 (最高5×3)
項目2		本業務を確実に遂行可能な組織体制を構築できるか。	10 (最高5×2)
項目3	事業に当たっての基本的な考え方	本事業の目的や背景を十分理解した内容となっているか。	15 (最高5×3)
項目4	相談対応	市町村や地域からの相談対応を適切に実施する提案になっているか。	20 (最高5×4)
項目5		市町村や地域等の訪問を計画的に実施する提案になっているか	20 (最高5×4)
項目6	その他工夫するポイント	その他、創意工夫が見られるか。	10 (最高5×2)
項目7	スケジュール・積算の妥当性	スケジュール・積算は妥当なものであるか。	10 (最高5×2)
合 計			100

基準点	内容
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣っている
1	劣っている

【審査方法】

- (1) 委員は、各審査項目について審査を行い、5段階で採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計し、最高得点の参加者から優先順位をつける。点数が同点の場合は、以下の順とする。
 - ①最高得点（同点を含む）の採点をした委員数が多い。
 - ②点数で単独最高得点の採点をした委員数が多い。
- (3) (2) でつけた優先順位をもとに、以下①～③をすべて満たす参加者に決定する。
 - ①企画提案競技実施要領で定める参加資格を満たしている。
 - ②委託料の合計が企画提案競技実施要領で示した上限額以内である。
 - ③最低基準点は、委員の総合得点の平均が50点とする。
- (4) 参加者が1者だけの場合、委員の総合得点の平均が最低基準点である50点以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。